



熊谷基署発 0106 第 1 号
令和 3 年 1 月 6 日

株式会社アタゴ

代表取締役 雨宮秀行 殿

熊谷労働基準監督署長



有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定通知書

令和 2 年 12 月 4 日付け申請があった有機溶剤中毒予防規則第 3 条第 1 項による一部適用除外認定申請について、同規則第 4 条第 2 項に基づき下記のとおり認定したので通知する。

なお、認定に係る業務が同規則第 3 条第 1 項に該当しなくなったときは、認定を取り消すことがある。

また、認定に係る業務が同規則第 3 条第 1 項に該当しなくなったときは、遅滞なく、文書でその旨を熊谷労働基準監督署長あてに報告すること。

記

1 認定にかかる作業場所

株式会社アタゴ 深谷工場 組立室

2 認定にかかる業務の内容

インクを用いた自動ディスペンサーによる塗布及び乾燥業務

インクを用いたはんがによる塗布及び乾燥業務

インク、塗料を用いた筆による手塗り及び乾燥業務

3 認定にかかる有機溶剤等の種類

第 2 種有機溶剤

備考

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

2 この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があつた日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。